九九八年ネ第二七八号 釜山 従 軍 慰安婦· 女 子 勤労挺身隊

公式 謝 罪 等 請 求控 訴事 件

九九九年ネ第二五七号 右附带控訴事件

審 原 告 河

審

被

告

玉

順

外九名 女

二〇〇〇年一二月一五日

広島高

等裁

判所

御中

- 1 -

審原告ら準備書面

右一審原告ら訴訟代理人 弁 蓮

~
户
蒦
Ł
¥
尃
盗

 $\dot{)}$ 

「 日韓協定により解決済」論につ

1

7

第一 国連における議論

日 本 政 府 は 国 連 に お 1/1 7 日 本 0 戦 後 補 償 問 題 が 討 議 さ n る た び ---日 韓 協 定 12

より解決済」論を主張してきた。

た 害 者 し لح の カコ は L 人 な 権 そ 11 1 سبا 関 れ な す は المح 左 る 0 条 記 理 約 0 ょ で 由 う は で に な ` 蹴 VI 0 さ L--n 日 \_\_ 韓 T 協 き 日 た 韓 定 会 は 談 経 に 済 協 お 11 力 7 問 一 題 慰 を 安 扱 0 婦 た 問 b 題 の 7 が 討 あ 議 り さ 被 n

国 連 人 権 委 員 会 ク 7 ラ ス ワ = 報 告 書 九 九 六 年

約 事 は 般 国 特 に 0 日 别 <del>--</del> 関 本 報 告 に 意 寸 ょ る 者 义 t る <u>\_</u> 0 は 見 0 戦 \_\_\_ 6 争 解 な 慰 行 に ょ 為 安 VI ば 0 n 婦 か ば 期 間 に 9 ょ カュ サ 中 シ る 0 フ 特 と 女 < ラ 性 定 ン 0 に 0 3 軍 請 人 権 事 ス 求 コ を 的 侵 含 害 性 講 に W 奴 和 で 関 条 隷 で 制 約 す る は B に \_ to VI 関 な す 国  $\mathcal{O}$ 7 る カュ 間 9 \$ 条 t た 0 な 約 で カン L P ` b 2 た カュ な 人 0 VI 権 a L 侵 同 た 条 当 害

が

0

て

特

別

報

告

者

0

結

論

لح

し

7

同

条

約

は

元

軍事

的

性

奴

隷

だ

9

た

者

12

ょ

2

7

提

起

さ れ た 請 求 を 含 ま な VI カコ 0 日 本 政 府 に は 未 だ に 国 際 人 道 法 0 引 き 続 < 違 反 に ょ る

= 7 ク K ウ ガ ル 報 告 書 ~ 九 九 八 年

法

的

責

任

が

あ

る

概 VI 0 な 求 人 約 問 0 で 11 0 0 要 題 囯 権 0 を あ <u></u> 権 違 に 間 九 0 利 見 取 0 り لح 反 日 六 韓 VI 経 n 侵 0 条 五 害 ば 済 協 う 女 組 約 日 年 性 請 本 定 用 に 明 W が 0 だ 当 求 に に 関 売 語 6 協 権 基 す よ は 買 カコ \$ 事 定 る 2 禁 な る づ 0 国 は ځ لح 財 残 11 部 止 7 間 すべ 産 虐 て な 0 分 0 条 お ょ 行 は n M 請 Ħ 約 て 求 う 全 為 0 本 財 を ۲ < 権 0) が 違 لح 産 な 包 は 0 個 提 事 な 反、 0 含 4 供 実 11 交 明 請 H す を : さ 0 L が 涉 白 求 るよ 消 背 6 12 0 た L 問 被 滅 害 資 景 IC は た あ 題 Š さ 者 る 金 が 玉 0 12 な 世 に 0 際 戦 あ 解 は 文 た る て 対 法 争 決 言 B す لح を 明 0 犯 韓 日 を る VI 慣 0 5 罪 国 目 韓 使 7 損 う 習 4 指 か 側 協 用 あ に 的 害 文 代 L 定 L 9 賠 経 脈 規 人 た 表 第二 て 範 道 経 償 で が 済 VI 0 個 0 解 K 済 復 日 条 る た 違 釈 対 興 本 条 人 で が す 0) 8 を し 反 に 約 使 る で 請 0 な に 目 示 <u>~</u> 用 < 起 罪 t 的 求 L あ 0 さ て لح た 9 権 0 天 ょ れ は ( L は す 請 奴 う 4 は た 隷 消 る な 求 人 12 な 請 権 滅 to 6 0 個 条

)

几 ۲ 7 0) 11 ょ な うに 11 し た 経 が 0 済 て 協 力 日 に 本 ょ は ŋ 戦 自 後 己  $\mathcal{O}$ 補 行 償 為 問 に 題 が 現 完 在 全 7 12 t 解 責 決 任 L を 追 た わ لح ね 0 ば な 日 本 5 政 な 府 11 0 主

第二 国会における答弁

張

は

国

際

社

会

に

全

<

受

け

入

れ

5

れ

7

11

な

VI

 $\mathcal{O}$ 

7

あ

る

日 本 政 府 は 日 韓 協 定 締 結 以 後、 右協 定 に ょ ŋ 韓 国 人 に 対 す Ź 戦 後 補 償 問 題 は 完 全

に 解 決 済 4 12 な 2 た と 繰 り 返 L 表 明 L て き た

し カュ 九 九 \_\_\_ 年 八 月二 七 日 以 降 0 玉 会 答 弁 12 お VI て は 政 府 は 日 韓 協 定 0 規 定

は 外 交 保 護 権 0 放 棄 に 寸 ぎ ず、 個 人 0 請 求 権 は 消 滅 L て 11 な 11 لح を 認 8 る ょ う 12 な

った。

右 の 答 弁 の 変 遷 は 次 の よう な 経 緯 に ょ る Ł 0 7 あ る。

九 九 年  $\dot{\Xi}$ 月二 六 日 参 議 院 内 閣 委 員 会 に お VI て シ べ リア 抑 留 者 0) ソ 連 12 対 す

る 請 求 権 に 0 11 て、 次 0 質 疑 が 行 わ れ た

翫 正 敏 議 員 : 条 約 上 玉 が 放 棄 を し 7 b 個 K 人 が ソ 連 政 府 に 対 し 7 請 求 す る 権

利

寸 は る あ る 権 利 ځ は うい あ る う <del>~</del> ર્ક うい う に うこ 考 え لح 5 で れ 11 ま 11 す で が す カン 本 人 ま た は 遺 族 0 人 が 個 X に 賃 金 を 請

求

が ま 1 宣 7 VI 持 言 高 18 ま 2 島 第 7 し 六 放 有 棄 て お 項 終 る 外 L に た کے 御 務 お 考 き B 指 大 え 臣  $\mathcal{O}$ 摘 ま で す 官 0 6 は ょ 九 請 房 う て な 求 審 11 12 お 権 議 بح 我 り 0 官 VI ま が 放 う す 棄 私 国 S 外 لح ど 国 う t 民 交 11 に 保 う 個 繰 考 護 点 人 9 え 権 カン は 返 T 6 0 L ソ お 放 申 国 り 連 家 棄 L ま لح 上 ま 自 す VI 身 げ た 0 うこ は 7 0 . سب そ 請 お と  $\overline{\phantom{a}}$ 0 9 求 で ま 甲 国 権 ござ 六 及 民 す 三 12 点 び 号 対 11 は 国 ま 証 す 家 る す が 日 請 ソ 自 共 求 し 動 た 権 的 同

左 交 の 人 記 答 0 保 質 問 0 請 護 弁 ょ を が 権 求 う 引 0 権 F 本 な 放 用 が 消 棄 L 人 連 て 0 K 滅 0 過 す 権 日 答 ぎ る 韓 利 弁 な P に 協 が 11 定 0 カュ ۲ な に で か کے わ さ 0 は を 11 る n な た 明 7 11 t  $\sum_{i}$ 質 0 0 カン で لح 7 さ 問 ざ を あ さ あ る 2 る 右 れ  $\overline{\phantom{a}}$ を た 0 た ょ た 得 場 甲 六 う 合 め な 兀 り 12 10 ۲ 号 政 明 府 れ 証 確 九 لح 12 は 0 九 0 答 日 ソ \_ 均 弁 年 衡 L 共 上、 た 八 同 月 宣 とこ 言 \_ H 七 に 韓 ろ ょ 協 日 定 が 0 以 7 降 B 外 右 個

1 九 九 年 八 月 \_ 七 日 参 議 院 予 算 委 員 会

2

九

九

\_

年二

月

二六

Ħ

衆

議

院

外

務

委

員

会

たと す。 0 意 き と 国 が ま 味 玉 政 11 て L す 国 民 府 取 う た 家 る て 委 0 とこ が とし ŋ to 請 員 両 上 0 VI 求 国 ろ げ て で ま 権 柳 間 で は 持 l ること を 井 0 ござ て、 0 含 ござい 俊二 請 て 8 求 は 1 お て VI 君) 権 で り ま わ 解 ま 0 き ま せ ゆ 決 す 問 : な す W る し が 題 V) 外 先 は 個 たとい 交保 最 生 人 日 日 ۲ 韓 終 御 0 韓 護 う 請 うことでござい 承 カコ 両 画 権 VI 求 つ 知 国 玉 う を 完 0 権 間 間 そ 相 意 に 全 لح で 0 互 政 お 12 お 味 に り、 でござい 府 B 解 11 放 0 7 と 決 ま L 11 を 棄 存 L て 玉 し す た わ 在 ٢ ま た け 内 わ ゆ L とい す。 法 れ て け れ る المح で を 的 お 日 <u>ب</u> مريخ ŧ, な うことで 外 9 韓 3 意 ま 交 請 ٦ V 味 保 L 求 で れ 護 た ま 権 ござ 消 そ は す。 権 協 滅 れ 0 日 定 ぞ そ さ 韓 に 行 使 世 ま れ お 0 両

を 方 処 放 理 柳 K が 棄 L 井 た 我 し 政 が た カコ 府 لح とい 国 委 ٧١ 員 に うことに うことでござい 対 L て そ 個 れ な 7 人とし ŋ ま L 7 す ま カン その が し 5 7 ば <u>~</u> ょ そ う 0 0 韓 な 個 国 協 請 定 0 人 12 0 方 求 VI を お A きま に 提 わ ゆ 起 つ 11 す る L る て 請 7 とい 申 は 求 L VI 権 とい うこと E わ げ ゆ う る れ ま b ば 外 で 交 0 は 保 を 韓 妨 護 国 う げ 0

て VI な VI L カコ し 日 韓 両 玉 間 7 外 交的 にこ れ を 取 り上 げ るとい うこ لح は 外 交

護 権 を 放 棄 L て お り ま す カコ 5 そ れ は で き な VI ۲ うい うことでござい ま す

そ 0 国 内 法 に ょ 7 7 消 滅 さ 世 て 11 な 11 請 求 権 は L カコ 6 ば 何 カコ لح 11 うこ Ł に な り ま

围 内 裁 判 所 K 韓 玉 0 関 係 者 0 方 Z が 訴 え て 出 る と 11 うよ う なこと ま 7 は 妨 げ て VI な

す

が

ځ

n

は

そ

0

個

人

が

請

求

を

提

起

す

る

権

利

بح

言

0

7

Ł

11

11

と

思

VI

ま

7

が

日

本

0

VI لح うことでござい ま す。

た だ、 れ を 裁 判 0 結 うことでござい 果どうい うふ うに す。 判 断 す る カコ とい うこと は、 ٢ れ は 司 法 府

ま

九 九 年 Ξ 月 九 日 衆 議 院 予 算 委 員 会

3

0

方

0

御

判

断

12

ょ

る

لح

VI

伊 東 秀) 委 員 今 法 制 局 長 官 が お 答 え < だ さい ま L た ょ うに、 外 交 保 護 権 0

7 放 11 棄 が な VI 個 個 人 人 の 0 請 請 求 権 求 権 0 が 消 訴 滅 権 12 だ は け 何 だ 6 لح 影 VI 響 う を 論 及 ぼ 理 さ が 成 な り 11 ` 立 9 لح か す 否 れ カコ ば とい 全 Ď < 見 影 響 解 を 受 解 釈

伺 2 て VI る 0 7 ござ VI ま す が 11 カン が 7 L ょ う。

を

そ れ 工 は 藤 政 府 訴 え 委 員 た 場 合 訴 12 権 だ そ け لح n V 0 ž 訴 3 訟 う が E 認 申 B L 5 れ 上 げ る カコ 7 المح VI る う ٢ カコ لح لح ( VI う は 問 な V١ 題 لح ま で 存 U 当 ま 然 す。 裁 判

所 は 判 断 さ れ る \$ 0 کے 考 え 7 お 9 ま す

三 以 上 0) 韓 協 定 連 は 0 外 答 交 弁 保 は 護 権 総 合 を 放 す 棄し る と、 た もの 次 0 7 ょ う な 個 趣 人 旨 0) で 権 利 あ る。 を 国 内 法 的 12 消 滅させ

0) で は な VI

そ

9

1

日

2 は 財 の 産 限 権 7 利 は 及 な び VI 利 益 12 0 VI て は 措 置 法 7 国 内 法 的 に 消 滅 させ た が、 請 求 権

3 請 求 権 に つ VI て 韓 国 人 が 日 本 0) 裁 判 所 12 訴 訟 を 提 起 するこ لح が で きる。

4 言 11 日 口 右 本 L 政 0 を 府 場 は し 合 て に 11 韓 請 る 求 国 が が 人 個 認 結 人 B K 6 局 は 請 れ 日 求 る 韓 権 カコ 協 あ 否 り 定 カン に は ょ کے 裁 2 明 判 て 言 所 請 す が る 求 判 権 0 断 が を す るこ 消 避 け 滅 とで ょ L うと て 11 あ 意 る な VI 义 旨 的、 0 12 答 曖 弁 昧 で な

あ

るこ

کے

は

明

6

加

(

あ

る

た

f

前 提 不 九 \_ لح 九 L 越 て 年 12 連 八 そ 月 行 \_ さ 0 七 れ 日 た カン H に 元 6 賃 勤 国 労 金 が 挺 請 初 身 求 B 隊 権 7 個 員 0 が 消 人 賃 滅 0 請 金 時 効 求 を 請 が 権 進 が 求 未 L 行 た す 解 事 る 決 7 لح 件 判 あ に る 示 お ک し VI لح て て を f, 11 る 認 8 富 た Ш ٤ 地 九 لح 九 裁 を 五 は

年 七 月 几 日 富 Ш 地 判 判 タ 九 四 号 八 Ξ 頁

 $\equiv$ 0 0 0 年 月 日 付 審 被 告 準 備 書 面 に 対 す る 反 論

第

審 被 告 0 主 張 は 政 府 0 国 会 答 弁 を さ 6 12 後 退 さ 世 た b 0 で あ る そ 0) 論 旨 は 錯

## 1 日韓協定二条一項の規定

綜

L

て

VI

る

が

要

冒

左

記

0

ょ

う

な

B

0

で

あ

る

کے

考

え

6

れ

る

十 に 権 日 規 韓 利 定 及 協 年 九 さ び 定 六 九 れ 利 月 五 た 八 益 年 条 b 日 並 日 に 0 び 項 本 を サ に は が 含め > 両 韓 フ 締 両 国 ラン て 締 結 に 結 国 無 完 シ 及 国 償 全 ス び は 三  $\Box$ そ カュ 億 つ 市 の 両 K 最 4 締 玉 ル 終 署 民 結 有 的 名 0 玉 償 さ に 間 及 解 礼 U 0 億 決 そ た 請 F さ 日 0 求 ル れ 本 権 国 0 国 たことと 12 民 経 کے 関 済 0 法 す 援 平 る 人 助 な 和 を 間 を ること 条 含 題 約 流。 む 約 束 第 する一方、 を 兀 千 0 確 条 財 九 認 百 産、 a 中 五

る」と規定した

2 日韓協約二条三項の規定の意味

0 締 0 うこ な 同 協 問 11 約 日 同 لح 題 以 玉 定 協 B を に 前 及 0 0 約 び 署 0 لح 条 は に 11 そ 名 件 生 寸 て U と 条 る  $\mathcal{O}$ 0 日 Ξ た 玉 に て、 項 事 民 H に 他 韓 لح 由 0 規 他 方 に お 画 0 方 定 基 方 VI 国 0 づ 0 締 17 が し 外 た < 締 約 締 交 to 約 約 2 国 ۲ 保 0 玉 0 0 玉 護 管 の に 及 及 規 権 関 び 轄 定 規 び そ そ 定  $\overline{\phantom{a}}$ を 0 L は 下 相 て 0 0 在 7 12 互 国 玉 日 に は 民 あ 財 民 韓 産 に る 放 国 0 VI 対 B 棄 財 人 権 カン す 産 0 L 0 に た る 財 利 な すべ B る 対 権 産 及 主 す 利 に 0 び て で 利 る つ 張 及 11 益 0) 措 b U あ て る す 置 請 利 るこ 논 0 求 並 益 権 7 U 例 لح 7 請 に あ 外) が 0 あ 求 でき て 0 方 に て 0 従

3 財 産 権 利 及 U 利 益 と 請 求 権 \_ 0 区 別

拠 に 請 右 基づ 12 求 言 権 う き ح 財 は 産 財 産 的 実 価 体 値 権 を 利 的 権 及 認 利 め び لح 5 利 益 は れ VI る え す と 2 な は 7 VI 11 0 合 意 わ 種 ゆ 類 議 る 事 0 実 ク 録 V 体 2 1 的 a A 権 を 利 提 12 を 起 VI ょ り、 0 VI き る そ 法 地 れ 律 位 上 以 を 0 外 VI 根 0

うことが、日韓両国で了解されている。

4 措 置 法 に ょ る 財 産 権 利 及 び 利 益 l---0 消 滅

に ょ 9 玉 内 法 的 12 b 消 滅 L た ح 0 措 置 法 は 日 本 玉 憲 法 1 違 反 す る Ł 0 7 は な 11 0

5 「請求権」の消滅

右

0

う

ち

財

産

権

利

及

び

利

益

12

つ

VI

7

は

九

六

五

年

月

七

日

0

措

置

法

6 11 7 外 が 交 あ l 右 り、 保 の た 5 護 我 が ち 2 権 ク が て を V 国 放 1 請 0 棄 裁 韓 A 求 を 権 判 国 L 所 0 た 提 ۲ に 被 起 に کے 害 で 0 な き VI 12 11 者 る ょ 7 て 個 は、 地 9 人 救 位 そ が ク 0 済 は 日 本 さ 個 V 請 で 求 れ 人 1 -C3 4 が る 訴 は は 訟 余 認 容 な そ を 地 起 は \$ さ < ۲ れ な そ 玉 る す < 家 b ح な 権 0 国 کے り 内 4 利 法 は が は 最 有 上 な 否 は 定 す 11 終 さ 的 る 根 拠 に 九 カュ る 0 解 5 決 な ع VI l 韓 は た 国 t な が 0

済 前 ( ح 記 0 0 あ ょ る 趣 旨 う カン で に 5 \_\_\_ 日 貫 国 韓 L 協 会 7 が 定 VI 立 に る ょ 法 カコ 義 ŋ 5 務 審 を 審 負 原 被 う 告 告 6 余 6 地 に が は 対 不 す な 法 11 る 行 覫 為 ま 償 た 責 0 任 問 を 柳 題 負うこと は 井 条 日 韓 約 協 局 t 長 定 12 な 5 ょ 11 0 答 ŋ 弁 解 P 決

7

-12-

1 日 韓 協 定 \_ 条

れ に 7 11 7 審 原 告 6 0) 認 否 کے 反 論 を 必 要 な 範 囲 で 述 べ る。

項 に 9 VI 7

0 約 E 束 韓 لح 協 並 定 行 L 条 7 締 項 結 に さ 前 れ 記 たこ 0 文 と 言 は 0 あ るこ 審 被 と、 告 の そ 指 れ 摘 が 0 通 無 償 9 6  $\equiv$ あ 億 る 有 償  $\equiv$ 億 0 経 済 援 助

12 億 兆 替 過 円 円 相 ち 場 0 な な で 4 恩 無 に カン 償 給 0 0 資 法 八 た 金 0 援 0 審 う 被 護 億 ち 法 円 告 被 が に に  $\neg$ 害 ょ あ 者 る た 膨 0 給 る 大 補 付 な ۲ 償 金 に 九 0 額 使 の 0 は 用 資 さ 日 金 本 援 五 れ た % 人へ 助 12 金 の کے 過 額 は ぎ 戦 VI う 五 な 後 11 補 無 Ο, 償 兀 償 さ  $\equiv$ % に 億 6 費 に op F 12 あ さ ル た そ る は 0 n た 当 五 0 八 約 時 億 八 四 0 0 円 為

ぎ

た 政 立 2 場 治 ま た لح 家 た 相 0 妄 VI لح れ 審 言 な 0 V 被 原 う 11 告 型 主 は が لح 張 P 会 を 韓 11 な 国 談 うべ す 0 側 12 当 が き、 初 VI 請 た に 求 9 権 植 お 民 11 て を 始 て 地 め 支 短 紛 کے 糾 期 配 する に 交 0 対 最 涉 多 す 大 0 る、 0 < 見 0 原 通 反 省 因 L 問 لح は 題 0 完 に 欠 な 9 全 0 如 12 VI た L た 0) 失 7 は わ 久 保 れ 日 今 本 る 田 12 首 側 日 席 0 11 0

今 罪 5 代 لح Ħ そ 表 非 賠 に 償 L の 賠 論 て 償 戦 0 発 理 を 言 的 性 後 を 補 怠 な 格 審 め 償 9 説 を ぐ 5 持 被 問 明 0 0 告 を た 題 て よ を な B 1 残

う 当 11 わ な 経 7 あ 時 わ 2 曖 済 b た。 援 4 昧 現 在 助 主 な B 張 解 に 決 行 し つ ょ て を 7 2 11 行 る 11 て な ょ う る 玉 کے う 0 家 L に 7 間

0

賠

償

が

最

終

的

に

決

着

し

た

لح

V

あ

る

侵

略

لح

植

民

地

支

配

0

謝

 $\overline{\phantom{a}}$ 

準

備

書

面

 $\equiv$ 

頁

日

本

国

は

2 日 韓 協 定 \_ 条  $\equiv$ 項 0 趣 납

す

禍

根

ح

な

0

た

0

0

あ

る。

たこ

لح

が

戦

後

五

五.

年

経

過

L

た

被 告 政 府 0 が 主 張 個 0 人 に 通 代 ŋ わ 日 2 て 韓 そ 協 の 定 請 求 条 三 権 を 項 は 消 個 滅 さ 人 世 0 る 権 協 利 を 定 を 消 結 滅 さ Š ح. せ لح る は B で 0 で き は な な VI < 外 審

交 保 護 権 0 相 互 放 棄 を 定 め た 規 定 K す ぎ な 11

外 ح 務 協 定 0 事 ~ 務 条 لح 官 3 0 は 0) 谷 実 規 は 田 定 協 正 0 躬 定 意 は 締 味 結 日 は 当 本 玉 時 民 カン 日 本 0 5 在 玉 日 民 韓 本 0 財 政 在 府 産 は 韓 に 財 2 + 産 11 分 7 12 に 対 次 意 L 0 識 て ょ L う 7 12 韓 VI た 説 玉 0 明 当 執 L て る 時 措 11 0 外 置 る ま 務 た 省

-14-

7 は を 直 行 日 ち 使 本 12 し 玉 な な 民 さ VI 0 n 対 لح 韓 る 0 を 請 で 約 求 は 束 権 な す ク るこ V とで 相 手 A あ 国 る に 政 0 府 VI 0) 7 行 そ は 為 لح 0 財 L 国 て が 産 な 権 国 さ 0 際 消 法 n る F 滅 有 は <u>~</u> す る 甲 0 六 協 外 五 定 交 号 に 保 証 ょ 護 0 六

3 (1) 律 財 上 審 産 0) 被 根 告 権 拠 利 12 0 基 指 及 び づ 摘 利 き の 益 通 財 9 産 と 的 日 価 韓 請 値 協 求 を 定 権 認 0 め 文 の 5 言 区 れ 0) る 別 う に ち つ

VI

7

財

産、

権

利

及

び

利

益

لح

は

法

兀

頁

わ B と 審 ゆ 合 審 な L る 意 被 被 VI か ク 告 議 告 V L 事 0 0 た 引 主 イ 録 が 用 張 A 請 12 を 9 求 規 中 準 7 る 提 定 権 備 解 起 さ 書 ( --n 説 0 きる 者 面 そ 定 て 0 れ 義 11 四 解 地 以 に る 頁) 釈 位 外 0 12 を 0 11 Z は VI <del>---</del>-す て 事 ぎ うことが は 請 几 実 ず、 号 求 右 に 権 証 0 反 そ すべ <u>\_\_</u> 合 す の 六 日 لح 意 る 二六 根 韓 て は 議 0 拠 事 両 右 頁) 種 b 玉 実 録 0) ( ¢. 明 体 類 主 了 6 付 0 的 張 カコ 解 権 属 実 は で さ 体 利 文 れ な لح 書 的 審 7 は に 権 被 V は VI 利 告 る え 何 を ない 0 VI な と う VI 規 の VI 定

(2)合、 とこ そ ろ 0 7 属 す 3 外 本 交 保 国 護 が ح 権 لح れ は を 保 私 護 人 す が る 他 国 玉 際 0 法 玉 上 際 違 0 権 法 行 利 で 為 に あ ょ る つ て そ L 損 害 て

を

う

け

た

外

交

保

護

権

事 行 2 < 前 使 に 0 被 要 て 件 11 害 な 者 と け 4 て れ あ ば る 玉 な 籍 私 6 人 継 な が 続 VI 0 加 0 害 原 7 則 国 あ 0 と る と 玉 内 to 法 に 以 上 国 上 利 内 は 的 用 国 4 救 際 き 済 る 法 0 0 原 概 切 則 説 の が 書 玉 あ に 内 る は 的 す 必 救 ず 済 な わ 記 手 載 段 ち 5 を

田 畑 茂 二 郎 玉 際 法 新 講 下 **—** 五 0 頁 以 下

れ

7

11

るとこ

ろ

で

あ

る

が

さ

L

あ

た

り、

Ш

本

草

国

際

法

新

版

六

五

兀

頁

以

下、

0 被 玉 加 救 告 場 L 内 害 済 合 た 0 法 手 玉 が 段 分 に 0 上 類 に 9 は は 玉 て to 根 7 内 < そ 拠 財 法 れ を さ 産 上 な to n 般 り 実 て た 権 0 0 利 体 11 場 な 理 11 法 る 合 及 に 外 ま は び 由 交 利 た ず は が 0 外 あ 保 益 は る 護 手 交 あ 権 保 続 る 護 12 国 法 す ょ 0 権 内 9 な 0 法 て わ 行 上 根 ち 0 に 拠 使 4 が 根 を 被 救 拠 t 可 害 を た 能 済 者 さ B な な 0 れ 段 つ カン 請 9 階 る 権 求 権 た ( 利 権 利 あ は ح れ کے 12 請 ば 結 VI 求 な 果 う る 国 権 的 内 に

審

11

的

(3)と た 思 用 揭 記 VI さ は 0 五 に し う n  $\equiv$ 基 軍 カン 頁) 審 問 な L 占 づ 被 題 カン VI 領 لح ず 告 地 玉 請 域 内 0 L 本 12 ょ 求 件 た K 的 相 う 権 が 連 0 手 救 2 な 12 行 済 国 7 分 0 国 n 審 0 れ 管 類 原 原 内 は 法 て 告 轄 \_\_ 則 不 £ 審 被 は に 下 害 寸 は 0 原 12 口 ~º 告 を 能 根 あ 例 拠 6 受 7 つ 外 7 け が 0 欺 が あ た る あ 場 た 場 あ 半 り、 る 合 0 合 ま カコ 7 た に لح 外 は は あ 被 い 交 る 強 右 害 う 保 を 力斗 制 原 問 6 受 護 則 に ょ 題 権 は け た 適 は 0 9 国 行 内 大 何 用 私 0 使 さ 的 日 人 が が 関 救 本 n 係 済 帝 自 可 な 能 B VI 0 5 玉 な 0 原 0 0 < あ 自 則 領 田 は る 土 畑 由 前 適 ま 意 カキ 前

(4)あ 日 国 る に 本 日 は 残 韓 ح し 協 n て 定 き 6 12 た VI 0 財 土 た 産 地 る 所 権 両 12 有 压 ょ 権、 間 ŋ 0 工 韓 交 場 涉 玉 設 の 側 備 0 経 な 請 緯 الملح に 求 0 権 お 財 を 11 産 て 相 権 殺 は 0 すること 処 日 理 本 が 人( 大 を きな 法 強 < 人 問 を 主 題 含 張 2 l 也 なっ た 0 が た。 7 韓

処 理 財 に 向 產 け 5 権 利 n た 及 t び の 利 で 益 あ 9 لح た の 文 Ţ 言 れ は は 直 接 的 前 掲 12 は 谷  $\sum_{i}$ 田 正 0 ょ 躬 が う な 条 日 本 項 人 0 0 説 在 明 韓 0 財 大 産 部 0

分 を 日 本 人の 在 韓 財 産 0 帰 趨 に 9 VI て 0 説 明 12 充てて 1 ること カコ 6 Ł 伺 うことが

7 きる

ど 協 を 定 右 0 締 典 経 型 結 る 当 緯 例 時 に と す 照 必 ず る、 5 i せ b ば、 存 権 在 ---利 の 0 明 財 産、 有 6 無 カュ が な 権 明 物 利 確 権 及 0 び op は 利 確 益 な 定 し カコ とは 2 た た 債 権 権 土 利 を 地 を VI 指 VI 所 有 L た 権 لح B 請 解 工 求 業 す 権 る 設 備 ٤ 0 が は な

妥

当

で

あ

及 2 自 と び VI 玉 す 17 な て 相 民 わ L は に 手 た ち心存在が 国 相 の 外 応 民 7 交 0 0 権 保 あ 補 利 る。 護 償 明 を 権 を 5 を 与 消 カコ え 滅 放 な さ 棄 る 物 とい せ、` L 権 7 相 や債 とり う 手 形 国はこ 権に え 式 で あ つ ず 解 れに ٧١ 国 決 て す 家 対し は る 間 が 0) 7 両 関 外 国 係 存 交 游 在 1 保 国 9 が 護 内 VI 明 権 法 て 確 に 0 0) で ょ 行 な 3 使 り 解 11 を 相 決 権 世 手 す 利 ず、 国、 る に

す 実 なわ は ち B 本 政 九 府 九 t. Ξ 右と 年 五 同 月二六 様 に 解 日 釈 0 L 衆 議 そ 院 の 予 旨 算 国 委 会 答 員 会に 弁 を お 行っ VI て、 て 11 る。 宇 都 宮 真 由

美

(5)

で す 1 議 及 け カコ び 法 御 員 れ 律 な 利 0) 承 يح を る 質 益 知 Ł つ 問 主 の < 張 そ と に ま 1) ₽ 対 れ な さ り、 ま l カュ し に し て な 6 ک て、 ے V 丹 請 と 0 0 求 波 V 法 存 権 寬 第 う 律 在 外 に ふう が l 対 務 条 7 対 し 省 0) 三 7 象 な V١ 条 ٠٠٤ る 規 と 項 約 定 つ に l 実 局 て 体 が た な 長 ござ お 的 措 き は り な ま 置 次 ま 権 61 12 し 0 て、 ま 7 す 利 通 き の を l り て、 ま 答 は 消 滅 方 L 弁 <del>,</del> て 既 さ の し 난 て に れ は 締 V 実 た を 約 体 受 わ る 他 玉 的 け け が 方 で に ま 0 財 ござ 存 し 締 産 在 7 約 M L 権 日 玉

は ろ は 対 う 初 ŋ l 右 例 لح 7 え 0 め В 思 答 賠 ば て は う 弁 実 償 Α Α に K 0 کے 体 L В 従 的 対 7 ろ す。 ح え な لح L 7 言 ば 権 0 0 債 間 L 利 7 12 務 に カユ 審 な を ٧V 争 し る 持 る 11 原 ٧N 0 告 が ٦ て ò ょ そ あ うい うい **(**) お 9 11 損 る ょ て ð う لح 害 裁 関 7 間 判 韶 Α う が 償 係 所 は で 確 12 В 請 <u>\_</u>, 定 そ に 求 行 Ľ 判 つ 殴 権 れ て ₽ 11 決 5 は ま 判 が Α れ た 決 す 出 裁 の 等 た 判 В \_ یے に l 所 に き ょ  $\overline{\phantom{a}}$ た 対 の り 甲 に が 判 す 9 確 六 決 る て そ لح 定 請 兀 号 l 求 L 0 A た 7 請 権 が 証 Ð 求 ( В

0

権

B

あ

に

7

ま

本

は

利

お

る

財

産

権

利

及

び

利

益

だ

け

7

あ

る

4

措

置

法

に

ょ

る

財

産

権

利

及

び

利

益

L...

の

消

滅

に

つ

VI

て

で は な < 典. 型 的 な 請 求 権 に 属 すっ る

産 被 0 告 争 点 と そ 審 権 被 لح 見 の 利 告 合 直 及 解 接 び を 憲 は 関 利 異 措 性 係 益 に 1 置 法 が す 7 な 7 る VI は 7 は 前 11 0 な L 記 < カュ る し る た 典 L 財 が 型 主 産 9 的 張 前 て、 なっ す 権 記 0 る 利 請 ょ 及 う び 求 4 に 利 権 審 は \_ 益 原 ~ 1 告 審 を 0 該 6 原 は 問 爿 告 消 す 滅 題 6 同 法 さ は る  $\mathcal{O}$ 論 損 せ か 0 じ ら 合 た 害 な 賠 Ł 憲 ۲ VI 償 性 の 0 請 7 に 問 つ 求 あ 権 11 る 題 は لح は 7 説 本 件 財 審 明

5 لح 五 年 <del>了</del>  $\bigcirc$ の た だ 定 年 主 請 \_\_ 求 0 張 月 権 が な 七 反 審 11 省 あ 日 0) る 被 問 0) 付 消 題 上 準 が 告 1 25 に 0 滅 備 ۳, に 書 右 つ そ れ  $\mathcal{O}$ 面 ろ ٧١ 0 主 へ は か 7 抜 主 張 眀 張 本 6 0 憲 中 的 L カュ 法 12 た 改 12 0 革 ょ 誤 中 を う 戦 り 心 意 争 に 7 テ 被 図 あ 害 る l 日 7 Ξ は て 本 لح لح 成 本 国 b だ 来 立 憲 V け 憲 し 法 うべ は た を 法 指 b 侵 の き 予 の 摘 略 問 べ 戦 定 し 題 あ 争 て L だっ な ŋ لح な VI 植 く た 問 民 戦 の 争 題 地 7 支 ぐ  $\bigcirc$ 被 あ あ 配 0 る

は

0

-20-

る

11 体 6 国 あ 潍 が 限 < **(**) の ま 備 審 認 り 国 7 被 請 書 め 内 当 6 求 法 国 面 告 権 該 家 は れ E 四 る Щ-個 0 0) ク は 5 人 実 み レ と 救 が が 体 \_-イ は 済 五 受 的 請 A 頁) け さ 求 あ な は 1) た へ n 請 国 き え る 被 求 か 際 な 余 6 害 権 る 法 < 0 に に 地 上 な 韓 す が 填 転 は 9 ぎ な 補 化 国 個 さ な < -が た を 人 な 外 せ 加 VI な が るこ Ŀ り、 交 害 Ł 直 لح 保 国 0) 接 لح 護 12 7 主 原 加 告 権 (Z 張 請 あ 害 を **つ** つ 求 す に 国 て る 放 7 き は に 訴 き 棄 玉 請 る 権 家 発 し 求 たこ 間 は 0) 生 で は 認 で し き と た め 国 合 る に 意 家 ク 6 権 ょ V に し れ 利 る ŋ た 限 イ ( が 6 場 A は 審 合 を 権 れ な 利 原 る ぐ 加 自 告 な 害

を 出 典 審 لح 被 す 告 る の 甲 0 主 六 六 張 号 は 証 審 四 頁) 被 告 が 别 の 訴 訟 に 証 拠 と L 7 提 出 l た 小 寺 彰 意 見

審 原 国 告 際 6 法 は 上 右 0 請 0) 求 意 見 権 書 12 لح 基 見 づ 解 M て を 異 個 に 人 す が る 加 害 が 国 に 請 0 議 求 で 論 き ₽ る 本 件 か と の 主 0 要 問 な 題 争 12 点 9 Į١ لح 関 7 係 が

な 世 な <u>ئ</u> 審 原 告 は 韓 玉 Ø 外 交 保 護 権 を 代 わ 9 て 行 使 L て ٧N る 0) 7 は なく 国

な

11

書

は 0 内 主 法 玉 体 に 際 ょ た 法 ŋ り 上 うる E の 内 議 カン 法 論 の と لح 手 玉 1 続 Ď 内 12 議 法 よっ 上 論 0 0 て 議 適 請 論 用 求し を 場 故 面 て で 意 は 7 に る な 混 の 同 11 で さ カュ あ 5 世 つ て J. て、 あ 惑 わ る そ 本 Ď 件 لح 審 は す 被 個 る 告 人 が b 0) の 前 国 際 に 記 法 過 主 張 上 ぎ

な

11

が うに L 同 لح 時 裁 ま か لح 審 判 た し 12 審 被 7 は 被 外 加 ٢ 告 告 認 交 理 害 が 保 n ₺ め 審 論 囯 は 典 릵 6 的 の 原 護 用 れ 告 権 に あ 国 拠 るこ بح は < す Ġ 0 内 す る 放 別 ま 法 12 る 上、当 で 国 ح 棄 訴 0 右 会 間 各 の K 権 の 答 あ ょ 題 国 が 該 弁 意 つ ( り あ 玉 被 Ł Ż. て 見 る あ 内 害 書に な 国 る 法 の 者に 0 慰 の V は 内 おい 問 謝 権 当 法 実 (甲木玉号であり、 題で 料 然で 上 利 体 の て 請 的 ŧ 求 などとい あ 権 な ---9 等 利 権 号 Ł て が 0 利を付与する場合も想定され 請 ちろん、 そ 消 証二三 う れ 滅 求 が が 概 審 す 我 被 る 頁) 念 国 ク が は 告 理 際 V と 無 法 玉 の 由 イ 意 (1) 明 上 0 な A ク الميل 法 味 う 記 レ  $\mathcal{O}$ 律 で さ 何 1 発 あ に 訴 Ł れ 照 7 A 生 る。 な 権 V 原 は 11 6 る あ l あ 因 る。

実

体

的

な

根

拠

が

あ

る

カコ

な

٧N

か

とい

うことに

つ

き

ま

L

7

は

چ

れ

は

裁

判

所

ぐ

御

判

断

に

7

る

-22-

る

が

ょ

な る こと だ لح 存 じ ま す ـــــا لح 述 ベ ` 別 0 機 会 に f 同 旨 0 答 弁 を 繰 り 返 l 7 の 理 を

認めている。(乙一七号証)

方 痛 を 7 む 宮 4 澤 <u>ك</u> \_ ま 国 首 لح b 相 7 つ 玉 は て لح あ ま の る 九 関 11 と 九 連 9 た 謝 に 年 11 な 罪 <u>\_\_</u> VI 月 7 に と し 答 は た。 訪 弁 解 韓 し 決 そ l た。 済 l た だ 際 て が 同  $\overline{\phantom{a}}$ 甲 年 従  $\equiv$ 六 個 軍 月 兀 人 慰 ع 号 安 証 0) 婦 関 日 間 係 の 題 12 参 に つ つ 議 ٧N V٦ 院 7 7 予 は 算 非 委 員 常 訴 訟 会 1 0 心 に 行 な  $\mathcal{O}$ 

審 高 経 下 に 췖 過 原 仮 告 さ に O) l 7 れ ځ 6 被 0 害 被 て れ 苦 者 Į١ 害 が に 者 る L ح 4 答 訴 が 9 を M 弁 権 て な 700 際 は 余 < あ 限 あ 0 ŋ な る る に る ح が な 0) 11 Ł す 裁 を ₽ 残 れ 判 酷 待 ば 0 で **つ** に な 認 対 し た め 政 て 応 府 め ら 7 だ ٧V が れ け る あ る 訴 り、 7 ٢ 0 訟 で あ بح の 9 あ ま 行 の さ る た 方 あ に لح 9 を Ŋ 見 Ż. うこ 審 守 な 判 11 る لح 決 権 目 に 0 的 利 な 指 は る 摘 と 単 لح に 0 お 時 認 n り 間 識 は が 0

に 過 以 ぎ 上 ず、 の ょ う 請 に 求 権 日 韓 は 協 措 定 は 置 法 に 請 ょ 求 つ 権 て \_\_ Ł 12 消 9 ٧V 滅 て し 7 の 11 外 な 交 保 11 護 権 を 予 め 放 棄 L た P

0

6

6 解 L 決 たがっ さ れ て 7 Ŋ な ٧١ 審 カコ 原 告 <u>ئ</u> 6 の 日 被害に 韓 協 定 対する は 国 0 補 立 法 償 • 義 務 賠 を 償 免 の 除 問 す 題 Ź は 日 何 韓 0) 拹 理 定に 由 に よっ Ł な 7 りえ 何

な

٧V

Ϊ

V 韓 滅 意 味 L 国 た ま たと が す 人 た、 る 被 の 甲 害者に に 前 誤っ 六 すぎ 記 五 0) 著 号 ず、 た ょ う 証 L 解 釈 V に 個 を 苦痛を 人 繰 そ 本  $\bigcirc$ り 0) 請 政 与えてきたので 返 後 求 府 し 権 は 日 流 韓 を 日 協 消 布 韓 人 定 滅 協 に さ 定 世 ょ 締 審被告準備書面もその ある。 る ŋ 結 韓 Ł 時 国 0) カュ 人 被 で 6 は ځ 害者 な V れ が 個 کے 人 外 を  $\mathcal{O}$ 交 ひとつで +賠 保 分 償 護 に 請 権 求 認 の ある) 権 識 放 棄 P し 消 7 を

以上

)

## $\rightarrow$ HOME